

メディア等を活用した観光誘客促進事業業務委託 仕様書

1. 目的

首都圏等に拠点を置く各媒体(TV・SNS・雑誌等)に対し、富山県の様々な魅力(高低差4000mのダイナミックな地形が生み出す季節ごとに楽しめるグルメや絶景、各エリアの特色や観光資源、伝統産業、お祭り、文化など)を戦略的に伝えるパブリシティ活動を行い、富山県の物産・観光等の露出拡大と認知度向上及び観光誘客促進を図るとともに、富山県の観光消費額を増加させることを目的とする。

併せて、富山空港就航先エリア(北海道)における発信力の高いメディア等への取材協力・制作協力を通じて、県産品や観光スポットなどの情報を効果的に発信することにより、認知度向上及び富山-札幌便利用(来県)促進を図る。

2. 業務名 メディア等を活用した観光誘客促進事業業務

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務の取組み方針

- (1) 全国的に影響力の高い首都圏等に拠点を置く各媒体(テレビキー局、全国紙(新聞、雑誌)、WEB・SNSメディア、インフルエンサーなど)に対し、委託者がPRしたい素材(黒部宇奈月キャニオンルート、観光体験コンテンツ、高付加価値な旅行スタイル、「寿司といえば、富山」ブランドなど)の戦略的なパブリシティ活動を行い、メディア等の取材・露出の獲得に繋げること。なお、本県の旬の観光やイベント情報については、県から随時提供するものとする。
- (2) 上記(1)の各媒体が番組等の企画段階で求めている情報素材等を積極的にヒアリングし、かつ迅速に情報素材等を提供し、露出を獲得すること。
- (3) 県外(特に首都圏)の視聴者等が本県に興味関心を持ち、WebやSNS等で検索・拡散され、「選ばれる富山」を目指すとともに、本県の物産・観光等の魅力発信や観光誘客の促進、ひいては観光消費額の増加に繋げること。

5. 委託業務の内容

業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 首都圏等に拠点を置く各媒体への売り込み及びリレーション構築

- ① 全国的に影響力の高い首都圏等に拠点を置く各媒体(テレビキー局(地上波)の情報・バラエティ・報道番組、全国紙)を中心に、随時ヒアリング、個別取材誘致や露出等の誘致活動を行い、露出獲得及び観光消費額の増加に繋がる提案をする

こと。

- ② 番組担当者等との関係強化のため、都内(日本橋とやま館等)においてメディア向け説明会を実施するとともに、月3件以上の個別訪問またはオンラインピッチを行うこととし、コンタクト内容については、レポート等により報告すること。
- ③ 各媒体のニーズを随時ヒアリングし、委託者にフィードバックすること。また、各媒体から取材先候補のリストアップ、写真提供、その他要望があった場合は丁寧にヒアリングし、委託者と相談・協力のうえ迅速に取材等の対応をすること。

(2) プレスリリース及びニュースレターの作成・配信

- ① 本県の旬の観光情報やイベント等について、情報の性質に適したメディア等を選定し、プレスリリース(10 本以上)及びニュースレターを作成・配信(月1ベース)すること。
- ② 配信内容はメディア等が求めるニーズにマッチするものに磨きあげること。また、読者等の興味を喚起し、かつ検索・拡散意欲を向上させる内容にするとともに、本県への観光誘客及び観光消費額の増加が期待されるものにする。
- ③ AI・SEO 検索対策を行い、読者等の増加を図ること。
- ④ 配信先はキー局報道・情報番組、新聞・雑誌・WEB等300件以上とし、本事業の目的・KPI を達成するにふさわしい媒体を選定して、メール・FAX等最適な方法を用いること。
- ⑤ 内容は委託者と協議のうえ決定し、写真・図版を添付して速報性・独自性を高めること。

(3) メディアファクトブックの制作等

- ① メディアファクトブック(WEB サイト、電子媒体(PDF 等))を制作、公表するとともに各媒体へ配布し、本県への興味関心や取材意欲を向上させるほか、露出獲得の機会を可能な限り逃さないように各媒体が求める情報素材(文章、画像、動画など)を WEB サイトから迅速に取得できるようにする。
※なお、メディアファクトブックの制作は、富山県が令和8年3月中に制作予定の内容をベースに、WEB サイト等を制作するものとし、随時、その時のターゲットや PR 戦略等に合わせて更新を行い、的確に各媒体に働きかけられるものとする。
- ② メディアファクトブック(WEB サイト)では、各媒体からのアクセス履歴等を分析し、各媒体の好む情報の傾向等を可視化することで、メディアファクトブックの構成内容のブラッシュアップに繋げ、露出獲得に向けて情報提供精度を高めるPDCA サイクルを回していくこと。
- ③ AI・SEO 検索を意識した WEB サイトにすること。

(4)メディア・インフルエンサー・発信力のある文化人及び経営者等の富山県内ツアーの実施

- ① 「寿司といえば、富山」の全国的な認知度向上を図るため、影響力のあるメディア・インフルエンサー・発信力のある文化人及び経営者等を対象とした、寿司に絡めた1泊2日の県内ツアーを合計4回実施する(経費上限 5,000 千円以内)。なお、ツアー実施にあたっては、下記に留意すること。
 - i) 各メディア・インフルエンサーツアー、発信力のある文化人及び経営者等が持つ読者や視聴者、フォロワーに対して、どのような投稿発信をすれば効果的か、具体的に企画・提案すること。
 - ii) 短尺動画(リール)や投稿など PR 効果の高い発信を促すツアー内容にすること。
 - iii) リールや投稿などの投稿総量を最大化するよう工夫すること。
 - iv) ツアーの企画、進行管理、現地アテンドガイド、参加者募集、移動経費など、ツアーに要する経費は委託料に含めること。
- ② 富山空港就航先エリア(北海道)における富山県の県産品や観光スポットなどの認知度向上及び観光誘客を図るため、発信力の高い北海道メディア等を対象とした県内ツアーを1回実施する。なお、ツアー実施にあたっては、下記に留意すること。
 - i) ツアーは、1回あたり5媒体以上の参加となるように努めること
 - ii) ツアーの企画、進行管理、現地アテンドガイド、参加者募集、移動経費など、ツアーに要する経費は委託料に含めること。

(5)独自企画の提案

上記(1)～(4)のほか、本県への観光誘客及び観光消費額の増加につながる企画を提案すること。

(6)クリッピング及び効果測定

- ① パブリシティ活動の効果を測定するため、露出を獲得したテレビ・新聞・雑誌・WEBのクリッピング及びモニタリングを毎月行い、番組映像・記事・PDF等のデータを納品すること。
- ② 媒体別件数、広告換算額を算定し、費用対効果を検証すること。
- ③ パフォーマンス効果として、SNS等における話題化を測定するとともに、露出に至った取材先施設・事業者へ可能な限りヒアリングし、反響を把握すること。

(7)目標値(KPI)

・本業務の目的を達成するうえで必要な目標値として、全国テレビキー局において5

回以上及び全国紙やその他メディアでの特集記事(同時に各公式 WEB・SNS を活用したデジタル発信を含むことが条件)において 30 回以上、インフルエンサーにおいて 20 投稿(リール動画)以上の露出獲得を設定すること。

・本業務における契約期間内の広告換算額の目標値として 25 億円以上を設定すること。

・その他、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目や目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。(プレスリリース・ニュースリリース配信件数、各メディアとの接触件数、SNS 等での話題化ほか)

・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(8)助言・自由提案

- ① 本県が進めるプロモーション活動全般について、専門的視点から随時助言を行うとともに、SNSやWEBメディアを活用した情報拡散等の自由提案を行うこと。
- ② 原則2週間に1回程度、メディア向け資料作成に係る戦略会議をオンラインで実施すること。内容は委託者と協議の上決定する。

(9)業務実施計画・報告

- ① 契約締結後速やかに年間事業計画書を作成し提出すること。
- ② 業務進捗及び露出・広告換算額の一覧、検証結果を毎月報告し、月2回以上委託者と打合せを行うこと。
- ③ 業務終了後、実績報告書を作成し、活動実績・露出媒体・反響等を取りまとめ納品すること。

6. 成果物

- (1)メディアファクトブック(WEB サイト、電子媒体(PDF 等))
- (2)プレスリリース及びニュースレター(電子媒体)
- (3)各媒体の露出映像・記事データ一式
- (4)月次報告書(広告換算額含む)
- (5)実績報告書

7. 経費

本業務の実施に要する一切の経費は委託料に含むものとする。

8. その他の条件

- (1) 本業務により作成し、提出した納品物の所有権及び著作権は富山県に帰属するもの

とし、富山県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと
- (3) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
- (4) 業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (5) 事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、富山県と選定された契約候補者との間で別途協議の上、契約内容等を締結するものとし、協議の中で企画提案書等の内容から変更する場合がある。